令和５年１２月２０日

川俣町教委規則第２２号

川俣町奨学資金返還免除に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、川俣町奨学資金貸与条例（昭和４７年川俣町条例第１５号）第１３条の施行に関し、返還金の免除をすることにより、本町における定住を促進することを目的とし必要な事項を定めるものとする。

（奨学資金の返還）

第２条　返還免除を受ける場合の月賦の金額は、原則１０年間（１２０回）の均等割とする。

（返還の免除額）

第３条　返還の免除額は貸与額の２分の１までとする。

（申請者の資格）

第４条　申請者の資格を有する者は、次に揚げる要件を満たしている者とする。

（１）申請時に川俣町民（住民基本台帳登録者）であること。

（２）川俣町内で就業している者であること。

（返還の免除申請方法）

第５条　返還の免除を受けようとする者は、次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

　（１）奨学資金返還免除申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）

　（２）就労証明書

（免除要件）

第６条　奨学資金の免除を受ける者は、次の要件を満たしている者とする。

（１）申請書を提出してから３年以上継続して川俣町に住所を有し、かつ、川俣町内で就業をしている者

　（２）川俣町奨学資金の返還及び町税等の滞納が無い者

２　前項の要件を満たした場合、次に掲げる書類を提出しなければならない。

　（１）奨学資金返還免除要件確認申請書（様式第２号。以下「確認申請書」という。）

　（２）就労証明書

（返還免除の決定）

第７条　教育委員会は提出書類の審査を行い、その結果を申請者へ通知する。

２　前２条に掲げる書類のほか、教育委員会は審査上必要な書類の提出を、申請者に求めることができる。

（免除決定の取り消し）

第８条　教育委員会は、審査決定後に申請者の資格や免除要件において、適切でない事実が明らかになったときはこれを取り消すことができる。

（特例措置）

第９条　令和６年４月１日を基準日とし、返還中のもので基準日以降に免除要件を満たしたものは、返還金の一部を免除対象とする。

　（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか、奨学資金返還免除に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。